

○共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領について（平成 28 年 6 月 30 日付国自審第 535 号）

令和 2 年 10 月 30 日改正

国自審第 1259 号

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別添 共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領</p> <p>目次（略）</p> <p>第 1～第 3（略）</p> <p>第 4 点検整備方式の<u>周知</u></p> <p><u>施行規則第 62 条第 6 第 3 項の「当該特定共通構造部型式指定自動車の点検整備方式（自動車点検基準（昭和 26 年運輸省令第 70 号）第 7 条第 3 項及び第 8 条の技術上の情報を含む。）を使用者に対して周知させるための措置」とは、次のいづれかのことをいう。</u></p> <p>1・2（略）</p> <p>第 5 変更届</p> <p>1 共通構造部指定規則第 8 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の変更届は、当該変更に係る事項を記載した添付書面（共通構造部指定規則第 3 条第 2 項の書面をいう。）と同一の様式により提出すること。</p> <p>なお、共通構造部指定規則第 3 条第 2 項第 1 号、第 3 号<u>から第 5 号</u>の書面で、項目等の追加により 2 葉となる場合等にあってはこの限りでない。</p> <p><u>2 共通構造部指定規則第 8 条第 1 項第 1 号第 2 欄の国土交通大臣が定める事項は別表第 8 号右欄 2 から 4 までに掲げる事項（同号の変更の管理に関する手順に記載されている場合に限る。）とする。</u></p> <p><u>3・4（略）</u></p>	<p>別添 共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領</p> <p>目次（略）</p> <p>第 1～第 3（略）</p> <p>第 4 点検整備方式の<u>周知方法</u></p> <p><u>特定共通構造部型式指定自動車の出荷検査証の発行及び点検整備方式の周知に関する規程（平成 28 年国土交通省告示第 851 号）第 3 条の「当該共通構造部型式指定自動車の点検（自動車点検基準（昭和 26 年運輸省令第 70 号）第 7 条第 3 項及び第 8 条の技術上の情報を含む。）を使用者に対して周知させるための措置」とは、次のいづれかのことをいう。</u></p> <p>1・2（略）</p> <p>第 5 変更届</p> <p>1 共通構造部指定規則第 8 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の変更届は、当該変更に係る事項を記載した添付書面（共通構造部指定規則第 3 条第 2 項の書面をいう。）と同一の様式により提出すること。</p> <p>なお、共通構造部指定規則第 3 条第 2 項第 1 号、第 3 号<u>及び第 4 号</u>の書面で、項目等の追加により 2 葉となる場合等にあってはこの限りでない。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>2・3（略）</u></p>

5 施行規則第 62 条の 6 第 3 項に規定する点検整備方式の記載事項に変更があった場合については、変更届を提出すること。

第 6 ~ 第 11 (略)

第 12 出荷検査

1 施行規則第 62 条の 6 第 1 項の検査（以下「出荷検査」という。）は、当該型式指定に係る多仕様自動車が次の要件を具備しているかどうかについて実施すること。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

4 施行規則第 62 条の 6 第 1 項の特定共通構造部型式指定自動車出荷検査証（以下「出荷検査証」という。）の様式は、第 3 号様式によること。なお、出荷検査証に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供する場合には、当該登録情報処理機関が定める要領に基づき作成すること。

また、当分の間、施行規則第 62 条の 5 に基づく「排出ガス検査終了証（認証実施要領附則 15 第 1 号様式）」の備考欄に「特定共通構造部型式指定番号」及び「類別区分番号」を記載することにより、出荷検査証とすることができます。

5 (略)

第 13 出荷検査証の発行の記録及び保存

1 指定製作者等は、出荷検査証を発行したときは、当該特定共通構造部型式指定自動車に係る次に掲げる(1)又は(2)の書類を作成し、保存することにより行うこと。ただし、別紙 3 「電子情報処理組織による出荷検査証の発行記録取扱方法」によって記録してもよい。

(1) 出荷検査証の写し

4 特定共通構造部型式指定自動車の出荷検査証の発行及び点検整備方式の周知に関する規程（平成 28 年国土交通省告示第 851 号）第 3 条に規定する点検整備方式の記載事項に変更があった場合については、変更届を提出すること。

第 6 ~ 第 11 (略)

第 12 出荷検査

1 特定共通構造部型式指定自動車の出荷検査証の発行及び点検整備方式の周知に関する規程（平成 28 年国土交通省告示第 851 号）第 2 条第 1 項の出荷検査は、当該型式指定に係る多仕様自動車が次の要件を具備しているかどうかについて実施すること。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

4 特定共通構造部型式指定自動車の出荷検査証の発行及び点検整備方式の周知に関する規程第 2 条第 1 項の特定共通構造部型式指定自動車出荷検査証（以下「出荷検査証」という。）の様式は、第 3 号様式によること。

また、当分の間、施行規則第 62 条の 5 に基づく「排出ガス検査終了証（認証実施要領附則 15 第 1 号様式）」の備考欄に「特定共通構造部型式指定番号」及び「類別区分番号」を記載することにより、出荷検査証とすることができます。

5 (略)

（新設）

(2) 出荷検査証に記載した特定共通構造部の型式指定番号、多仕様自動車番号、類別区分番号、車台番号、発行年月日等を記録した書類

2 施行規則第 62 条の 6 第 1 項の特定共通構造部型式指定自動車出荷検査証
(以下この項において「紙発行された出荷検査証」という。) に記載されている事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供する場合には、その記録も併せて保存すること。

なお、紙発行された出荷検査証の記載事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供した場合には、当該紙発行された出荷検査証を 1 年間保存すること。

第 14～第 17 (略)

別表（申請書の添付書面及びその記載要領等）（第 3 関係）

添 付 書 面	記 載 要 領 等
1～7 (略)	(略)
8 多仕様自動車の出荷検査の実施要領を記載した書面 <u>(申請に係る多仕様自動車の共通構造部指定規則第 3 条第 2 項第 5 号の検査実施要領を記載した書面含む。)</u>	<u>車名及び検査・登録型式毎に次に掲げる事項を記載すること。</u> <u>1 申請に係る多仕様自動車の共通構造部指定規則第 3 条第 2 項第 5 号の検査実施要領</u> <u>(1) 検査の業務組織</u> <u>(2) 検査の実施要領</u> <u>(i) 検査の実施項目</u> <u>(ii) 検査の実施方法</u> <u>(iii) 検査の実施方式</u> <u>2 出荷検査ラインの工程</u>

第 13～第 16 (略)

別表（申請書の添付書面及びその記載要領等）（第 3 関係）

添 付 書 面	記 載 要 領 等
1～7 (略)	(略)
8 多仕様自動車の出荷検査の実施要領を記載した書面	<u>車名及び検査・登録型式毎に次に掲げる事項を記載すること。なお、多仕様自動車の出荷検査チェック・シートを添付すること。</u> <u>(1) 出荷検査の項目、検査の方法</u> <u>(検査用機械器具を用いて行う場合にあってはその名称を含む。)</u> <u>及び検査の方式（全数、抜取検査の別）。</u> なお、申請者が ISO 第 9001 号等を取得している場合 <u>(申請に係る多仕様自動車に關</u>

	<p><u>3 出荷検査チェック・シート</u></p> <p><u>4 出荷検査用機械器具の一覧表</u></p> <p><u>5 第 12 第 2 項(3)により出荷検査の一部を委託する場合における委託先、委託している業務の範囲、委託先の業務の実施体制及び委託している業務に関する指導監督の方法</u></p> <p><u>1から 5までに掲げる事項に係る変更の管理に関する手順を提出することができる。</u></p>		<p><u>し、主たる製作工場について取得している場合に限る。)にあっては、取得している事実を証する書面に代えることができる。</u></p> <p><u>(2) 出荷検査ラインの工程</u></p> <p><u>(3) 第 12 第 2 項(3)により出荷検査の一部を委託する場合における委託先、委託している業務の範囲、委託先の業務の実施体制及び委託している業務に関する指導監督の方法</u></p>
9 (略)	(略)	9 (略)	(略)
10 申請に係る多仕様自動車の <u>品質管理システム</u> に係る業務組織及び実施要領を記載した書面 (申請者が ISO 第 9001 号等を取得している場合 (申請に係る多仕様自動車に關し、主たる製作工場について取得している場合に限る。)にあっては、取得している事実を証する書面に代えることができる。この場合において、EN (European Norm) ISO 9001、JIS (日本産業規格) Q 9001 又は IATF 16949 の各規格は ISO 9001 と同等以上の	<p><u>次に掲げる事項を記載すること。</u></p> <p><u>1 品質管理システムに係る業務組織</u></p> <p><u>2 申請に係る特定共通構造部の品質管理システムに係る実施要領として、次に掲げる事項を規定した規程類の名称を記載すること。</u></p> <p><u>(1) 品質管理システムの方針及び目標</u></p> <p><u>(2) 品質管理システムに係る計画</u></p> <p><u>(3) 品質管理システムに係る評価の方法</u></p> <p><u>(4) 繼続的改善並びに是正措置及び予防措置 (不具合情報の収集・</u></p>	<p><u>品質管理に関する主要関係規程を列記すること。なお、申請者が ISO 第 9001 号等を取得している場合 (申請に係る多仕様自動車に關し、主たる製作工場について取得している場合に限る。)にあっては、取得している事実を証する書面に代えることができる。</u></p>	

<u>規格の例とする。)</u>	<u>分析、当該情報を踏まえた対応を含む。)</u> <u>ISO第9001号等を取得している事実を証する書面に代える場合は、取得証明書（写し）を添付すること。</u>		
11～13 (略)	(略)	11～13 (略)	(略)
14 共通構造部指定規則第3条第2項 <u>第8号</u> に該当する者にあっては、不正行為を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面	(略)	14 共通構造部指定規則第3条第2項 <u>第7号</u> に該当する者にあっては、不正行為を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面	(略)
15 (略)	(略)	15 (略)	(略)
備考 (略)		備考 (略)	

別紙1～別紙2 (略)

別紙3 (第13関係)

電子情報処理組織による出荷検査証の発行記録取扱方法

1 記録

電子情報処理組織のファイル（以下「ファイル」という。）には、出荷検査証の発行と同時に、又は発行後速やかに出荷検査証の記載事項の全部を記録すること。

2 保管

ファイルは、検査主任技術者の責任の下に適切に保管すること。

3 検索

(1) 出荷検査証の記載事項についての検索の実施体制は、他の業務に優先して速やかに実施できるよう整備されていること。この場合において、「検索」

とは、ファイルから必要とする出荷検査証の記載事項の全部を抽出し、用紙に印字させることをいう。((2)において同じ。)

(2) 検索は、車台番号又は出荷検査証の証明番号により行うことができるこ
と。

4 関係規定の整備

出荷検査証の発行の事実の記録を本要領により行う場合には、別表(申請書の添付書面及びその記載要領等)第9項の特定共通構造部型式指定自動車出荷検査証の発行要領を記載した書面に、本要領の内容を明示しておくこと。

第1号様式～第2号様式 (略)

別記様式 (略)

附則1 (略)

附則2 共通構造部(多仕様自動車)型式指定申請書等提出要領

第1～第4 (略)

別表第1 (申請書等の添付書面／審査・リコール課用) (第2関係)

	添付書面の名称	提出時の注意事項等
1～11	(略)	(略)
12	多仕様自動車の出荷検査の実施 要領を記載した書面(申請に係る 多仕様自動車の共通構造部指定 規則第3条第2項第5号の検査 実施要領を記載した書面含む。)	<u>車名及び検査・登録型式毎に次に 掲げる事項を記載すること。</u> <u>1 申請に係る多仕様自動車の 共通構造部指定規則第3条第 2項第5号の検査実施要領</u> <u>(1) 検査の業務組織</u> <u>(2) 検査の実施要領</u> <u>(i) 検査の実施項目</u> <u>(ii) 検査の実施方法</u>

	添付書面の名称	提出時の注意事項等
1～11	(略)	(略)
12	多仕様自動車の出荷検査の実施 要領を記載した書面	<u>車名及び検査・登録型式毎に次に掲 げる事項を記載すること。なお、多 仕様自動車の出荷検査チェック・シ ートを添付すること。</u> <u>(1) 出荷検査の項目、検査の方法</u> <u>(検査用機械器具を用いて行 う場合にあってはその名称を 含む。) 及び検査の方式(全数、 抜取検査の別)。なお、申請者</u>

		<p><u>(iii) 検査の実施方式</u></p> <p><u>2 出荷検査ラインの工程</u></p> <p><u>3 出荷検査チェック・シート</u></p> <p><u>4 出荷検査用機械器具の一覧表</u></p> <p><u>5 第 12 第 2 項(3)により出荷検査の一部を委託する場合における委託先、委託している業務の範囲、委託先の業務の実施体制及び委託している業務に関する指導監督の方法</u></p> <p><u>1 から 5 までに掲げる事項に係る変更の管理に関する手順を提出することができる。</u></p>		<p>が ISO 第 9001 号等を取得している場合(申請に係る多仕様自動車に関し、主たる製作工場について取得している場合に限る。)にあっては、取得している事実を証する書面に代えることができる。</p> <p>(2) <u>出荷検査ラインの工程</u></p> <p>(3) <u>別添第 12 第 2 項(3)により出荷検査の一部を委託する場合における委託先、委託している業務の範囲、委託先の業務の実施体制及び委託している業務に関する指導監督の方法</u></p>
13・14	(略)	(略)	13・14	(略)
15	申請に係る多仕様自動車の <u>品質管理システム</u> に係る業務組織及び実施要領を記載した書面(申請者が国際標準化機構(以下「ISO」という。)第 9001 号の規格等を取得している場合(申請に係る多仕様自動車に関し、主たる製作工場について取得している場合に限る。)にあっては、取得している事実を証する書面に代えることが	<p><u>次に掲げる事項を記載すること。</u></p> <p><u>1 品質管理システムに係る業務組織</u></p> <p><u>2 申請に係る特定共通構造部の品質管理システムに係る実施要領として、次に掲げる事項を規定した規程類の名称を記載すること。</u></p> <p><u>(1) 品質管理システムの方針及び目標</u></p>	15	<p>申請に係る多仕様自動車の<u>品質管理</u>に係る業務組織及び<u>品質管理</u>の実施要領を記載した書面(申請者が国際標準化機構(以下「ISO」という。)第 9001 号の規格等を取得している場合(申請に係る多仕様自動車に関し、主たる製作工場について取得している場合に限る。)にあっては、取得している事実を証する書面に代え</p> <p><u>1 申請に係る特定共通構造部の検査の業務組織(担当部署名を含む。)及び実施要領(検査の項目、検査の方法及び検査の方式、検査用機械器具の名称及び能力並びに品質管理関係主要規定名を含む。)について記載すること。</u></p> <p><u>2 申請者が ISO 第 9001 号の規格又はこれと同等以上の規格を取得している事実を証する書面</u></p>

	できる。)	<p><u>(2) 品質管理システムに係る計画</u></p> <p><u>(3) 品質管理システムに係る評価の方法</u></p> <p><u>(4) 継続的改善並びに是正措置及び予防措置(不具合情報の収集・分析、当該情報を踏まえた対応を含む。)</u></p> <p><u>ISO 第 9001 号等を取得している事実を証する書面に代える場合は、取得証明書(写し)を添付すること。</u></p>		ことができる。)	<p><u>であっても差し支えなく、これらを取得している場合は、取得証明書(写し)を添付すること。この場合において、EN(European Norm)ISO9001、JIS(日本産業規格)Q9001 又は IATF16949 の各規格は ISO9001 と同等以上の規格の例とする。</u></p>
16・17	(略)	(略)	16・17	(略)	(略)
18	(略)	型式指定申請において、共通構造部 型式指定規則第 3 条第 2 項 <u>第 8 号</u> に該当する者に限る。	18	(略)	型式指定申請において、共通構造部 型式指定規則第 3 条第 2 項 <u>第 7 号</u> に該当する者に限る。
19～21	(略)	(略)	19～21	(略)	(略)
備考 (略)			備考 (略)		
別表第 2 (略)			別表第 2 (略)		
別記様式 (略)			別記様式 (略)		
別紙様式 1 (略)			別紙様式 1 (略)		
別紙様式 2 (略)			別紙様式 2 (略)		
附則 3・附則 4			附則 3・附則 4		
附則 5			附則 5		
第 1～第 3 (略)			第 1～第 3 (略)		

別紙1 電子申請を行う際の添付書面作成要領

1 審査・リコール課関係の申請等に係る添付書面を次表の1から56及び59から64に分けて分類する。

2～4 (略)

	添付書面名	ファイル名
1～33	(略)	(略)
34	<u>品質管理システム</u> に係る業務組織及び実施要領を記載した書面	(略)
35～63	(略)	(略)
64	<u>変更管理手順</u>	<u>henkou</u>

備考 (略)

別紙2 (略)

附則6 (略)

(適用時期)

附則

R2.10.30改正

1. 本改正規定は、令和2年10月30日から施行する。ただし、別添第5（点検整備方式に係る部分を除く。）並びに別添別表第8項（出荷検査に係る部分を除く。）、第10項及び第14項並びに附則2第12項（出荷検査に係る部分を除く。）、第15項及び第18項並びに附則5別紙1の改正規定は令和3年4月1日より施行する。

別紙1 電子申請を行う際の添付書面作成要領

1 審査・リコール課関係の申請等に係る添付書面を次表の1から56及び59から63に分けて分類する。

2～4 (略)

	添付書面名	ファイル名
1～33	(略)	(略)
34	<u>品質管理</u> に係る業務組織及び <u>品質管理の実施</u> 要領を記載した書面	(略)
35～63	(略)	(略)
	(新設)	(新設)

備考 (略)

別紙2 (略)

附則6 (略)